

門川町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する方針」

平成 29 年 10 月 1 日

門川町農業委員会

1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号。以下「法」という。）の改正法が平成 28 年 4 月 1 日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な責務として明確に位置付けられ、遊休農地の発生防止・解消、担い手への農地利用の集積・集約化及び新規参入の促進に積極的に取り組んでいく必要がある。

門川町（以下「町」という。）は、市街地を中心とした平地と中山間地域に分けられ、それぞれの地域によって農地の利用状況や営農類型が異なっており、地域の実態に応じた取り組みを推進するとともに対策の強化を図ることが求められている。

これらを踏まえた上で、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下、「推進委員」という。）が連携し、農地等の利用の最適化を一体的に進めることができるよう、法 7 条第 1 項に基づく門川町農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定めるものとする。

なお、この指針は「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成 25 年 12 月 10 日農林水産業・地域の活力創造本部決定）で「今後 10 年間で、担い手の農地利用が全農地の 8 割を占める農業構造の確立」を図るとされたことから、それに合わせて平成 35 年度を目標とし、農業委員及び推進委員の改選期である 3 年ごとに検証・見直しを行うものとする。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」（平成 28 年 3 月 4 日付け 27 経営第 2993 号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとす。

2 遊休農地の発生防止・解消について

（1）遊休農地の解消目標

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	割合 (B/A×100)
現 状 (平成 29 年 3 月)	665ha	0.1ha	0.02%
3 年後の目標 (平成 32 年 3 月)	448ha	0.1ha	0.02%
目 標 (平成 37 年 3 月)	400ha	0.1ha	0.02%

※遊休農地の解消目標における管内農地面積は、農地台帳及び農業委員会が行う農地利用状況調査から集計

(管内農地面積＝優良農地＋再生利用可能な農地＋再生利用困難な農地)

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

- I 農業委員と推進委員が連携し、利用状況調査や利用意向調査、相談活動、地域活動等を踏まえ、農地の利用関係の調整を積極的に行う。
- II 農地パトロールについては、年間を通じて実施し、遊休農地等の早期発見に努める。
- III 農林業関係者との座談会等により地域の農業者の意見を集約し、遊休農地の発生防止・解消に努める。
- IV 農業委員会は、土地改良区、新規就農者や担い手が組織する団体等と協力し、遊休農地の発生防止・解消に努める。

3 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用の集積

	管内の農地面積 (A)	集積面積 (B)	割合 (B/A×100)
現 状 (平成 29 年 3 月)	448ha	101.6ha	22.7%
3年後の目標 (平成 32 年 3 月)	448ha	220ha	49.1%
目 標 (平成 37 年 3 月)	400ha	300ha	75%

※担い手への農地利用の集積における管内農地面積は、耕地及び作付面積統計（国が実施する調査で農業者からの申出による耕作面積）における耕地面積。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約に向けた具体的な推進方法

- I 町及び農地中間管理機構との連携を強化し、高齢農業者の農地や貸付を希望する農地の情報、農地の出し手や受け手の情報についての共有を図り、利用権設定や農地中間管理事業の活用などにより、担い手への農地利用の集積・集約を推進する。
- II 守るべき農地を明確化し、意欲ある農業後継者、新規農業参入者及び退職帰農者等の担い手への利用集積・集約化を促進する。
- III 農地の賃借制度や農地中間管理事業の積極的な周知に努める。
- IV 農林業関係者との座談会等により地域の農業者の意見を集約し、担い手への農地利用の集積・集約に努める。
- V 農業委員会は、土地改良区、新規就農者や担い手が組織する団体等と協力し、担い手への農地利用の集積・集約に努める。

4 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数 新規参入者取得面積
現 状 (平成 29 年 3 月)	6 件 1.73h a
3 年後の目標 (平成 32 年 3 月)	10 件 3h a
目 標 (平成 37 年 3 月)	15 件 6h a

※現状については、平成 26 年度から平成 28 年度までの新規参入経営体数（取得面積）とする。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

- I 町と連携して、立地条件（先進的な施設園芸生産者が多いこと、高速道路へのアクセス等）や生活環境（自然と都市の調和）などの魅力を積極的に発信するとともに、国、県の支援制度や町の新規参入促進のための助成制度の周知に努め、新規参入の促進を図る。
- II 町や農地中間管理機構等の関係機関・団体と連携し、管内農地の借入れ意向のある農業者及び参入希望者（法人を含む。）を把握し、様々な相談に応じるとともに、農地のあっせんに努めるなど積極的な支援を行う。
- III 農林業関係者との座談会等により地域の農業者の意見を集約し、新規参入の促進に努める。
- IV 農業委員及び推進委員は、参入希望者（法人を含む）の地域での受入条件の整備を図るとともに、参入後の定着を図るため、継続的な支援に努める。
- V 農業委員会は、土地改良区、新規就農者や担い手が組織する団体等と協力し、新規参入の促進に努める。